

ていた。計画そのものが秘匿されていたわけではない。だからこの匿名著者が秘密を厳守させようとする意図はいささかばかりかぬるのである。

私は初め、これは一種のユートピア作品かと思った。つまり公証人ジラルという人物は実は存在していなかったのではないかと思った。そこでパリの国立文書館（AN）付属の「パリ公証人記録センター」にこのジラルなる人物の存否について問合わせてみた。ANからの返事では、公証人ジラルは名をトゥサン・シャルルといい、1779年11月13日から革命暦2年ブリュヴィオーズ（雨月）23日（1794年2月11日）まで公証人として営業していたのである。しかも航空会社設立の関係書類は彼の記録資料のなかに保存されているという。これはユートピア作品ではない。事実であり、まさに事業であったのだ。だが、果してまともな事業であったのだろうか。彼はテルミドール9日、かのロバスピエール一派が逮捕された有名な政変の日、つまり1794年7月27日に断頭台上で処刑されているのである。私はこの匿名の著者はジラル自身ではないかと見ている。いやそうであってもなくても、ANの記録を調べた上でさらに多少の補足的な説明をする必要が生ずるかもしれない。『気球航空会社の設立』の顛末はすでに意外な方向に発展しつつあるようである。

（一橋大学経済研究所教授）

1420年頃のジェノヴァ保険条例

近見正彦

14世紀、保険は海上保険として誕生した。それは、イタリアの諸都市においてであった。これが、イタリア商人の間で次第に広く行なわれるようになると、条例による規制・整の対象となり、ジェノヴァでは、いち早く、1369年、今日最古の保険条例とされる Gabriele Adorno の条例が定められるが、この条例は、保険の有効性を明らかに認めたにすぎず、保険契約の内容に触れはしなかった。

かかる条例として最も古いジェノヴァ条例は、「本条例の内容に違反してなされざるべき保険について」(De assicuramentis contra contenta in presenti regula non faciendis) という表題を有するそれであるけれども、これの成立年代および正確な内容は、必ずしも明らかでない。⁽¹⁾しかし、幸いにも、おおよその内容については、Bosco の伝えるところであった。それによれば、外国船舶の保険の無効、事故の情報が到達した後に締結された保険の無効などが定められていたらしい。⁽²⁾

本条例による外国船舶の保険の無効は、ジェノヴァの保護貿易主義に起因したと言われるが、時の推移とともに修正されるに至る。1408年条例により、そのような保険の有効性が認められたが、それは、かかる保険の無効措置により保険契約件数が減少し、ひいては保険税の減収をもたらす恐れがあったからにほかならなかった。だから、それは暫定的に定められたにすぎなかった。それゆえ、De assicuramentis の条例は基本的には廃止されたわけではなく、外国船舶の保険を引き受けた保険者により、保険金支払義務を免れるため悪意に援用され続けたらしい。

しかるに、De assicuramentis の条例は、1420年頃の条例によって、明示的に廃止され、新しい規定が定められたのである。

この条例の成立年代は、Bensa により1420年頃とされている。その理由は、Bosco が、外国船舶の保険の無効は実際上1414年に完全に廃止されていたこと、そしてその後何十万ドゥカートもの外国船舶につき広く保険契約が締結されていること、さらにかかる保険につき Ufficio di Mercanzia により幾度となく〔有効である旨の〕裁定が下されていること、を明らかにしている点にあった。Bosco の記述に

よって、かかる保険の無効は1414年に実質的に廃止されていたから、本条例がこの年以前にさかのぼることはありえず、しかもこの年に完全に廃止されていたから、これよりもはるか時代が下ることもありえない。したがって、1420年頃とされているのである。⁽³⁾

本条例は、保険契約の大幅な自由を認めた。否むしろ、ほぼ原則的に外国船舶の保険を認めた。だから、Bensa⁽⁴⁾および Bonolis⁽⁵⁾ は、これに1588年条例までの保険契約に関するジェノヴァの共通法〔普通法、一般法〕(diritto comune) という名称を与えている。

確かに、これにより外国船舶の保険は、きわめて広い範囲で認められた。ほぼ原則的に認められたといっても過言ではない。しかし、一切のそれが認められたわけではなかった。これによって認められたのは、カディス—大西洋諸港および大西洋諸港間を航海する外国船舶ならびに出入港のいずれかをジェノヴァとするそれにすぎなかった。当時、ジェノヴァを除く地中海諸港間あるいは地中海—黒海の航路はすでに存在したにもかかわらず、そのような航路を航海する外国船舶の保険は認められなかったし、その上、カディス—大西洋諸港および大西洋諸港間の外国船舶は、その価額・評価額の $\frac{1}{2}$ の範囲においてのみ付保されえたとすぎなかった。しかし、そうとはいうものの、本条例によって、De assicuramentis の条例が明示的に廃され、かかる広い範囲で外国船舶の保険が認められたのは、ジェノヴァにあって画期的なことであつたに違いないのである。

さらに、この条例は、無事あるいは損害発生情報の到達後になされる保険契約の無効を定めた。後者は Bosco の伝えるところによればすでに De assicuramentis の条例においても定められていたが、条例のテキストを通じて、より確かに知りうるのは、この条例によってである。

De assicuramentis の条例では、事故情報の到達後……とされていたらしい。とすれば、注意してみれば、1420年頃の条例には、無事である情報の到達後になされる保険契約の無効が新たに付加されたであろうことに気がつく。

事故情報の到達後に締結される保険契約は、危険が確定し消滅しているから、無効以外の何物でもない。しかし、保険が誕生して日も浅い当時にあつては、情報伝達手段等の未発達もあり、事故がいつ生じたかを確定することはきわめて困難であつたに相異なる。そのような時代に、事故の発生をすでに了知しているにもかかわらず、保険契約を、保険者の不知に乗じて締結し、保険金を詐欺的に取得しようとする不心得な契約者が存在したであろうことは、容易に想像しうる。おそらく、De assicuramentis の条例は、かかるケースに対処するために、該保険の無効を定めたのであろう。一方において、逆のケースも多分存在した。保険者が船舶等の仕向港への無事到着を知りながら、契約を引き受け、保険料を、危険負担することなく首尾よく取得するような、契約者の不知に乗ずるケースがなかったわけではなかった。そこで、1420年頃の条例は、先のケースとともに、かかる場合に備えて、損害発生および無事の情報が達した後締結された契約はいずれも無効としたと思われるのである。かく定められたことによって、保険契約における最も重要な要素の一つである危険の存在につき、契約締結時に危険が存在しなければならぬという原則が成立した、あるいはすでに慣習上存在したそのような原則が条例により明示的に宣言されたといわねばならない。

危険がなければ保険は存在しない。危険は、一般的には事故発生の可能性をいうから、事故の発生・不発生が確実ないし確定していれば、危険は存在しない。だから、すでに船舶等が無事に仕向港に到達するあるいはすでに事故に遭遇することあるならば、危険は存在しない。

1420年頃のジェノヴァ条例は、直接的には、それぞれ悪意ある保険者または契約者の不当な保険料または保険金取得を禁ずることを目的としたであろうが、その根底には、かかる危険の存在に関する基本的考慮があつたとみてあながち誤りとはいえない。とするならば、この条例は、今日の保険理論の最も基本的な原則の一つを成立せしめあるいはそれを明らかに宣言したと言えようか。とりわけ、わが国商法第642条が「保険契約ノ当時当事者ノ一方又ハ被保険者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタ

ルコトラ知レルトキハ其契約ハ無効トス」と定めていることを考慮するとき、その感が強い。

1420年頃のジェノヴァ保険条例〔私訳〕

「かつて定められた保険に関する章の廃止」

「なされざるべき保険について」(De assicuramentis non faciendis) という表題の下に置かれた〔条例集の〕章は、商人にとって、有益であるよりも、はるかに不利益であるという理由を認め、しかしてそれを *Officium Mercantie* の条例集から削除することを命じ、代わりに下記の内容の章を布告した。

「カディスから大西洋およびその反対につき行なわれるべき保険について」

一切のならびに各ジェノヴァ市民およびジェノヴァの特権を有し、享受する者は、いかなる外国人の船舶であると、カディスからさらに大西洋に、および反対に大西洋からカディス、またはカディスを含み大西洋に位置するその他の地に、航海し、航海しようとする船舶につき・に関して、他のいかなる者をも保険し、付保せしめることができる。

しかし、船舶に関しては、反対のその他の章または命令に妨げられなければ、それ自身の艀装〔費〕を含み、同船舶の価額・価値または評価〔額〕の $\frac{1}{2}$ まで、付保せしめることができる。

それにもかかわらず、航海の目的とした地に安全に到達した船舶のいかなる情報または同船舶の滅失もしくは難破の情報が達した後になされたいかなる保険も、許されず、無効で、保護されない。

どこからであると、どこへであると、どのような目的であると、いかなる方法であると、運送され、運送されるべきもしくは輸送されるべき商品または物品について、〔それらが〕損傷・滅失または無事・安全に、目的とされ意図された地に到達せずあるいは反対に無事・安全に〔その地に〕到達した〔情報が達する場合も〕また同じ。

前記の一切のおよび各場合において、いかなる方法で、同情報が一人の者のみに達しようと、情報は達したものとみなされる。唯一の証言でさえ、十分な信用を与え、形成するから、マギストラートスはそのようにみなすことができ、みなさなければならない。

ジェノヴァを離れ、またはジェノヴァに来〔航す〕る外国人の船舶については、いかなる前記の障害もなく、保険し、保険されることができる。

注

- (1) Bensa, E., *Il contratto di assicurazione nel medio evo, Genova, 1884, p.84 e segg.*
Bensa によれば、成立年代は1369年ないし1380年の間とされる。
- (2) Bensa, *op. cit.*, p.85 e seg.
- (3) Bensa, *op. cit.*, p.88.
- (4) Bensa, *op. cit.*
- (5) Bonolis, G., *Svolgimento storico dell' assicurazione, Firenze, 1901, p.17.*

(青山学院大学経営学部助教授)